

諸外国の公的年金積立金の運用におけるガバナンス

カナダ（CPPIB）におけるガバナンスの仕組み

年金制度

- ・制度設計は連邦人的資源・技能開発省が行う。
- ・積立金の運用は CPPIB（カナダ年金制度投資委員会）が行い、CPPIB の監督は財務省が行う。

年金積立金運用のガバナンス

【意思決定】

- ・理事会の合議による意思決定
- ・理事（12名）は金融、経営等の専門家で、連邦財務大臣が任命。（任期3年）
- ・理事会は、①運用の基本方針（リスク管理、議決権行使基準等を含む。）、②参照ポートフォリオ（基本ポートフォリオ）の策定及びアクティブ運用のリスク限度の決定、③CEOの任命、④財務諸表の承認、などを行う。
- ・理事会の下に、投資委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、ガバナンス委員会が置かれており、理事の全員又は一部により構成されている。

【執行】

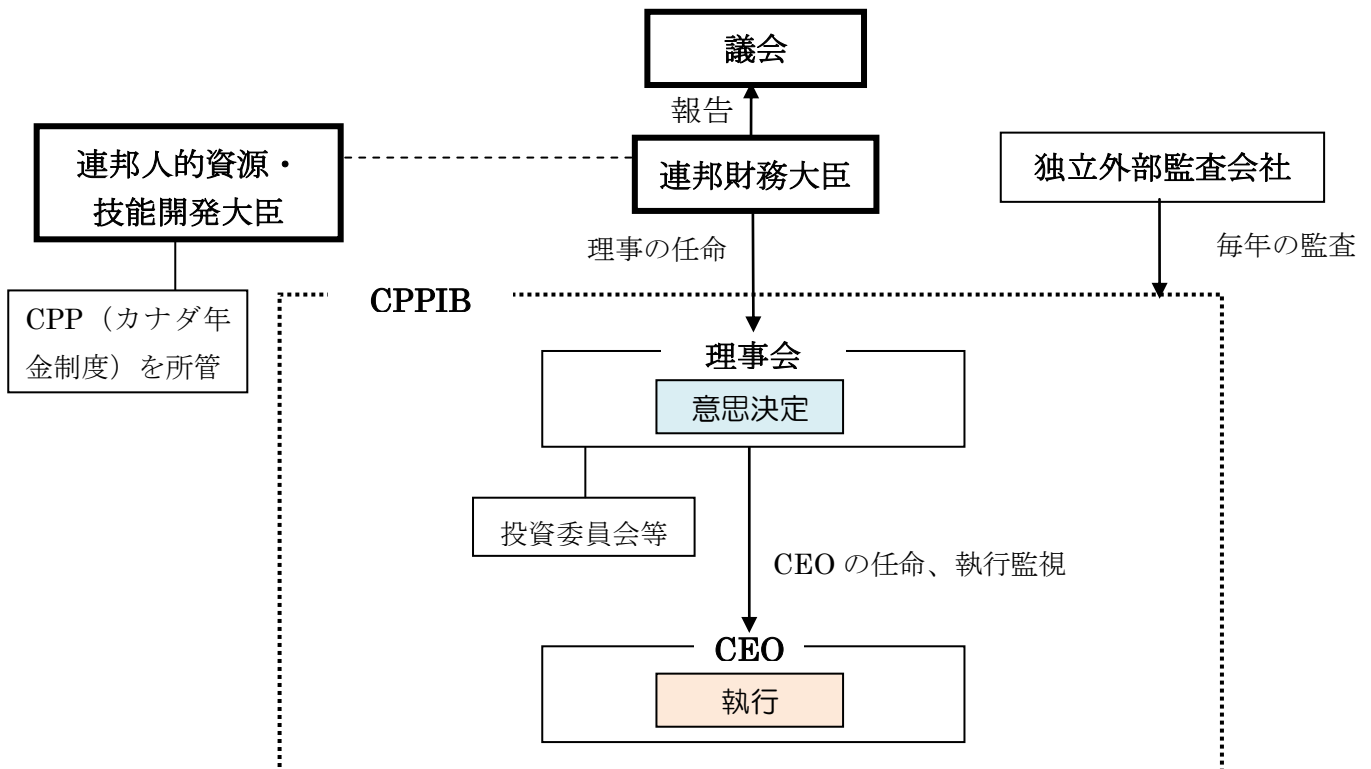
- ・理事会により任命された CEO が執行を統括。

【監視】

- ・執行監視は理事会が行う他、独立の外部監査会社による監査を毎年受ける。

【政府・国民との関係】

- ・年次報告を財務省に提出。財務大臣は議会に対して報告を行う。
- ・各州での公開ミーティングを2年に1回実施。



スウェーデン（AP1基金～AP4基金）におけるガバナンスの仕組み

年金制度

- ・制度設計は社会省が行う。
- ・積立金の運用はAP基金（国民年金保険基金）が行い、APの監督は財務省が行う。

年金積立金運用のガバナンス

【意思決定】

- ・理事会の合議による意思決定
- ・理事（9名）は資産運用業務の運営の専門性を有する者のうちから政府が任命。そのうち労使の推薦が各2名ずつ。（任期は3年）
- ・理事会は、①運用ガイドライン（議決権行使方針、リスク管理計画等を含む。）の策定、②戦略的アセットアロケーション（基本ポートフォリオ）の策定及びリスク許容度の決定、③CEO（呼称は各基金によって異なる）の任命、④財務諸表の承認、などを行う。
- ・理事会の下に、監査委員会及び報酬委員会が置かれている。

【執行】

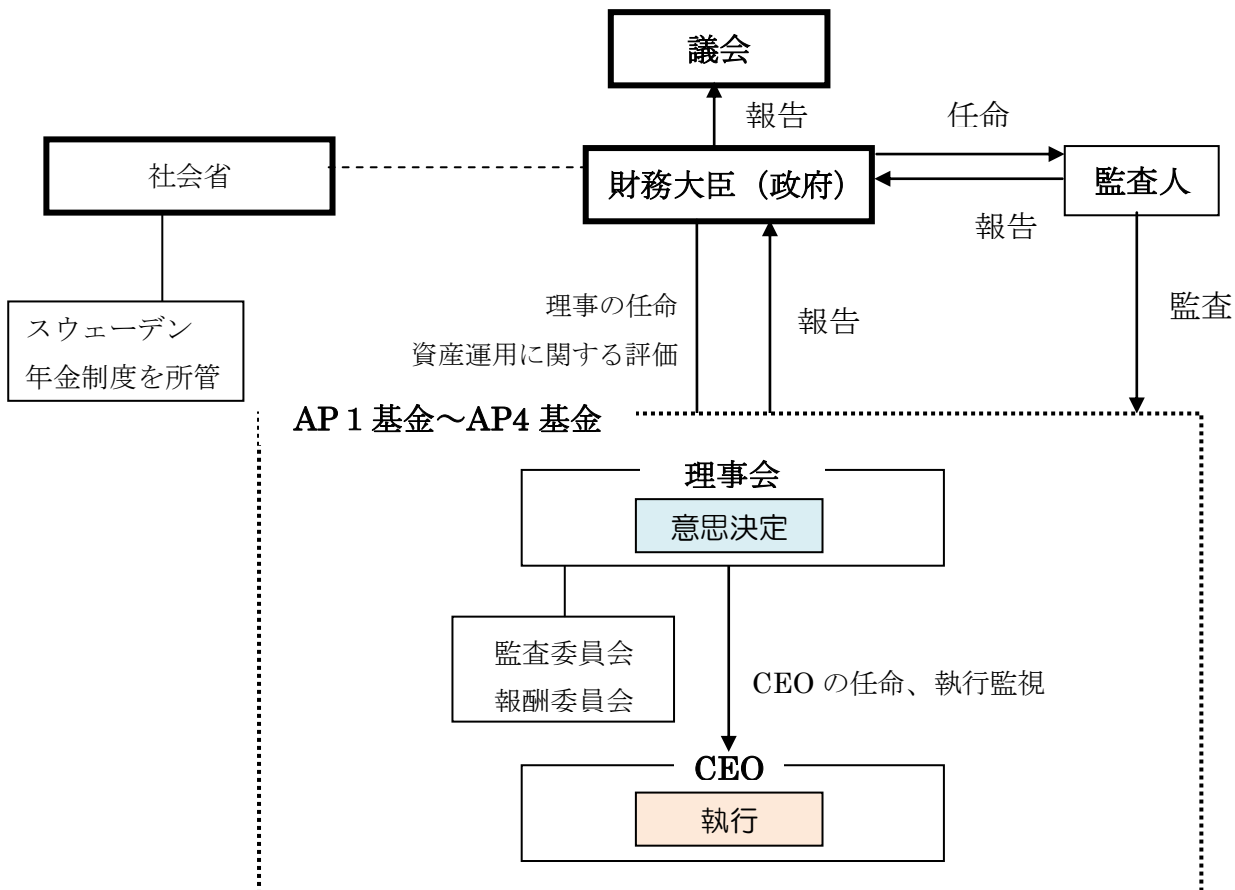
- ・理事会により任命されたCEOが執行を統括。

【監視】

- ・執行監視を理事会が行うほか、独立した2名の監査人（政府任命）が監査を行う。

【政府・国民との関係】

- ・年次報告書を財務省に提出。財務大臣は各基金の年次報告に対して、資産運用に関する評価を行い、議会に報告書を提出。



ノルウェー（GPF-G）におけるガバナンスの仕組み

年金制度

- ・制度設計は労働省が行う。
- ・積立金の運用は中央銀行投資運用局が行う。

年金積立金運用のガバナンス

【意思決定】

- ・財務省が意思決定。（中央銀行へ運用委託）
- ・財務省は、①ベンチマーク・ポートフォリオ（基本ポートフォリオ）及びリスク許容度の決定、②運用ガイドラインや投資先絞り込みのための倫理基準等の策定、③国会への基金運用に関する報告、などを行う。

【執行】

- ・中央銀行内 NBIM（投資運用局）の投資運用責任者（CEO）が執行を統括。
- ・NBIM は、①財務省が決定したベンチマーク・ポートフォリオやリスク許容度の元での最大限取得可能なリターンの獲得、②四半期及び年次報告書の作成、③運用戦略の策定に関する財務省への専門的アドバイスの提供、などを行う。

【監視】

- ・執行監視は中央銀行内の監査部門が行い、当該監査部門は会計検査院による監査を受ける。
- ・監督評議会（15名（国会任命）により構成）が中央銀行の業務執行と法令遵守につき監視。

【政府・国民との関係】

- ・財務大臣は議会に報告を行う。
- ・財務省に四半期及び年次の報告書を提出。

